

報告日：平成 21 年 8 月 13 日

株式会社キャンパス
代表取締役社長 河邊 拓己
問合せ先：取締役最高財務責任者兼管理部長 加登住 眞
055-954-3666（代表）
証券コード：4575
<http://www.canbas.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念として「フェアであること」を掲げ、倫理綱領においても「法令・社会規範遵守」「良識ある企業活動」「企業情報の適正な開示・経営の透明性」を謳っており、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化を会社全体で取り組むべき経営の最重要課題の一つと認識しております。
経営の意思決定において、その合理性、迅速性を追求する一方で、透明性、公正性を保つためコーポレート・ガバナンスの健全な体制を維持できるよう、必要な機関を設定し、内部統制を実施しております。

2. 資本構成（平成 21 年 6 月 30 日現在）

外国人株式所有比率	2.03%
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（％）
ライフサイエンス投資事業組合	146,000	6.74%
株式会社マキヤ	125,000	5.77%
MVC グローバルジャパンファンド	83,300	3.85%
三菱 UFJ キャピタル株式会社	67,500	3.12%
矢部隆	65,000	3.00%
投資事業組合 NIF ニューテクノロジーファンド 2000/2 号	64,900	3.00%
武田薬品工業株式会社	64,500	2.98%
大和 SMBC キャピタル株式会社	59,600	2.75%
投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド	56,300	2.60%
菅沼正司	50,000	2.31%

3. 企業属性（平成 21 年 6 月 30 日現在）

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	医薬品
（連結）従業員数	19 名
（連結）売上高 《事業収益》	161 百万円
親会社	なし
連結子会社数	10 社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【 取締役関係 】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名

現状の体制を採用している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名を選任しており、社外からのチェックを社外監査役による監査で行うことによって、経営の監視機能は十分に果たしていると考えております。このため社外取締役を選任しておりませんが、客観的な視点・観点から経営に参画でき、当社のコーポレート・ガバナンスの確立に貢献できる人材であれば、積極的に検討してまいります。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査役の間で、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査担当者及び常勤監査役との間で、監査実施状況に関して、日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（1）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松崎恭子	常勤監査役									
白川彰朗										
古田利雄	弁護士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係（2）

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
松崎恭子		平成15年9月就任以来、当社常勤監査役（社外監査役）として蓄積された当社経営および業務全般にわたる客観的かつ深い知識と理解を、当社の健全な経営に活かすため。
白川彰朗		ベンチャーキャピタル会社における中堅企業への内部体制整備指

		導経験や当社におけるこれまでの社外監査役としての経験を、当社の健全な経営に活かすため。
古田利雄	弁護士法人クレア法律事務所 代表	これまでの社外監査役としての経験と、弁護士としての高い見識と経験を、当社の健全な経営に活かすため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。

また、各監査役の取締役会への出席状況は以下のとおりであります。

松崎監査役は、直前事業年度(平成20年7月から平成21年6月まで)に開催された計18回の取締役会すべてに出席しており、事業進捗の評価等に関する客観的な意見の表明並びに質問等の発言がありました。

白川監査役は、直前事業年度に開催された計18回の取締役会すべてに出席しており、同氏の経験を踏まえた諸規程等内部体制整備に関する意見の表明並びに質問等の発言がありました。

古田監査役は、直前事業年度に開催された計18回の取締役会すべてに出席しており、弁護士として客観的・中立的な立場から当社コンプライアンスに関する意見の表明並びに質問等の発言がありました。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、社外協力者、その他
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年6月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額 52,329千円(うち社外取締役の年間報酬額 - 千円)

監査役の年間報酬総額 13,100千円(うち社外監査役の年間報酬額 13,100千円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名の全員(常勤監査役1名を含む)が社外監査役であり、かつ、非常勤社外監査役は企業経営とコンプライアンスそれぞれに精通した人材を登用し、取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

内部監査

当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。内部監査は、独立した内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。

会計監査

当社は現在、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関

する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

平成 20 年 6 月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。継続監査年数に関しては、全員が 7 年以内のため記載を省略しております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員：長岡 弘樹

指定社員・業務執行社員：浅野 裕史

ロ) 業務に係る補助者の構成

公認会計士 4 名、その他 6 名

指名、報酬等の決定

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

その他

当社では、第10回定時株主総会（平成22年9月開催予定）からインターネットによる議決権行使が可能となるよう計画しており、招集通知についても、早期発送を図るほか、当該株主総会に係るものから当社ホームページに掲載する予定であります。

また、株主総会においては、一般にわかりにくいとされる創薬事業に関する丁寧な説明に努める所存であります。

2. IRに関する活動状況

・上場後のIR活動に向けた体制整備の状況（担当部署、担当人員の状況等）

IR活動に向けた体制は、次のとおり構築する予定となっております。

IR統括責任者 代表取締役社長 河邊 拓己

IR活動推進責任者 取締役最高財務責任者兼管理部長 加登住 眞

担当部署 管理部

担当者 管理部企画担当 坂本 一良

・上場後のIR活動の予定

上場後は、中間決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的を開催することに加え、個人投資家向け説明会の実施や機関投資家への訪問、証券アナリストとのミーティング等を計画しております。

さらに、当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を発信できる体制を構築して、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。現在、同サイトは準備中の状態ですが、上場時から公開できる準備は既に調っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況

当社は、「倫理綱領・行動規範」の中で、「より良い抗癌剤を一日も早く患者さんにお届けすること」を事業目標とし、その実現のため、「フェアであること」及び「科学的・倫理的・経済的に正しい道を最短の距離・時間で進むこと」を企業理念として定めております。

同理念の実現のためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じる様々なリスクのマネジメント、すなわちコーポレート・ガバナンスの継続的な整備・運用・改善が不可欠であります。

以上の基本認識の下、当社では平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制に係る基本方針を定め、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査役による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。また、従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(6) 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の判断により、当社の規模に鑑み、監査役の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査役が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査役の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査役監査の実効性を確保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

(11) この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じて改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応することとしております。また、総会屋・暴力団等の反社会的勢力との関係絶縁、及び反社会的勢力からの不当な要求や金銭的な利益の圧力に対して断固拒絶する旨、役職員全員に対して周知徹底を図っております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

